

## 豊中市産婦健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、その費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化することを目的とする。

### (対象者)

第2条 健康診査の対象者は、豊中市に住民登録があり、平成29年10月1日以降に出産した出産後8週以内の産婦のうち、市長が別に定める産婦健康診査受診券（兼結果通知票）（以下「受診券」という。）の交付を受けた者とする。

### (受診券)

第3条 豊中市に住民登録がある妊産婦は、産婦人科で妊娠しているとの診断を受けた上で、市長に対し、妊娠届出書を提出するものとする。

2 市長は、前項の妊娠届出書を受理したときは、当該届出者に対し、受診券を別表1に定める範囲で交付するものとする。

3 受診券の交付を受けた産婦は受診券に必要な事項を記入し、委託医療機関等に提出して産婦健康診査を受けるものとする。

4 他自治体に妊娠を届け出て、当該自治体から受診券の交付を受けた妊産婦のうち、市内に転入し、市長から本市の受診券の交付を受けようとする者は、市長に対し、母子保健関係書類等（再）交付申込書を提出するものとする。

5 市長は、前項の母子保健関係書類等交付申込書を受理したときは、当該申込者に対し、受診券を交付するものとする。ただし、出産した日から4週以内の者に対しては2枚、4週を超え8週以内の者に対しては1枚とする。

6 豊中市に住民登録がある妊産婦のうち、受診券を紛失または破損し、再交付を受けようとする者は、市長に対し母子保健関係書類等（再）交付申込書を提出するものとする。

7 市長は、前項の母子保健関係書類等再交付申込書を受理したときは、やむをえない事情があると認める場合のみ、当該申込者に対し、未使用分の受診券を再交付の印をつけて再交付するものとする。

8 前項の規定により受診券の再交付を受けた者は、紛失した受診券を見つけた場合は、それを市長に速やかに返却しなければならない。

### (受診券の有効期間)

第4条 受診券の有効期間は、交付を受けた妊産婦の出産後8週以内とする。ただし、前条第4項の規定により交付された受診券の有効期間は、市民となった日から出産後8週以内とする。

(実施医療機関等)

第5条 健康診査は、次に掲げる医療機関等において実施する。

- (1) 一般社団法人大阪府医師会に加入する医療機関（以下「医師会加入実施医療機関」という。）及び一般社団法人大阪府助産師会に加入する助産所（以下「実施助産所」という。）
- (2) その他、市長が認める医療機関及び助産所。

(委託機関)

第6条 市長は、健康診査の実施について一般社団法人大阪府医師会および一般社団法人大阪府助産師会と委託契約を締結する。

(実施方法及び内容等)

第7条 健康診査の時期の目安は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、出産後2週間前後と出産後1か月前後の2回とする。
- 2 健康診査は、必ず次に掲げる項目について検査を実施するとともに、必要に応じて医学的検査を実施するものとする。
  - (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安の有無、精神疾患の既往歴・服薬歴等）
  - (2) 診察（悪露、乳房の状態、子宮復古状況、表情・言動等）
  - (3) 体重・血圧測定・尿検査（蛋白・糖）
  - (4) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

(補助の方法等)

第8条 産婦が、受診券を実施医療機関等に提出し、健康診査を受診したときは、受診券記載の金額を市が実施医療機関等に委託料として支払うことにより補助をする。

- 2 前項の規定に関わらず、健康診査に要した金額が受診券記載の金額に満たない場合は、当該健康診査に要した金額を市が実施医療機関等に委託料として支払うことにより補助をする。
- 3 受診券は、交付を受けた本人に限り有効とする。
- 4 受診券の使用は、1回の健康診査につき1枚とする。

(実施の報告及び請求について)

第9条 医師会加入実施医療機関は、当月受診分の受診券をまとめて妊産婦健康診査請求書（以下「請求書」という。）に添付し、地区医師会及び一般社団法人大阪府医師会を経由して、健康診査の実施の報告及び委託料の請求を行うものとする。

- 2 実施助産所は、当月受診分の受診券をまとめて請求書に添付し、一般社団法人大阪府助産師会を経由して、健康診査の実施の報告及び委託料の請求を行うものとする。
- 3 一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人大阪府助産師会は、第1項及び第2項の規定により受診券及び請求書の提出を受けた場合は、とりまとめて受診月の翌月末までに市に提出する。
- 4 市長は前3項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、請求書を受理した日から30日以内に実施医療機関等が指定する金融機関の口座に振り込むことで、支払うものとする。

(事後指導)

- 第10条 実施医療機関等は、健康診査の結果、さらに精密な健診または医療を要する産婦に対して、専門医療機関を紹介する等の受診指導を行うものとする。
- 2 実施医療機関等は、健康診査の結果次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに受診結果を市に報告しなければならない。
- (1) エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) の結果が9点以上の場合
  - (2) エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) の質問項目10が1点以上の場合
  - (3) 特定妊婦や要フォロー妊婦など、妊娠中から市が支援していた産婦の場合
  - (4) その他医師の判断により、身体面、精神面等による継続支援が必要であると判断した場合
- 3 前項の規定により、実施医療機関等から情報提供があった場合、市はその結果に応じ、産後ケア事業や訪問指導等による適切な支援を行う。
- 4 実施医療機関等は、第2項の情報提供とは別に、保健師等の支援結果報告を行う要養育支援者情報提供票《産婦・乳幼児版》による情報提供を行うことができる。

(転出に伴う受診券の返却)

- 第11条 受診券の交付を受けた者が、他の自治体に転出するときは、受診券を返却するものとする。

(受診券の譲渡等の禁止)

- 第12条 受診券の交付を受けた者は、受診券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還)

- 第13条 市長は、偽りその他不正の行為により補助を得た者が判明したときは、その者から補助額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(受診券を使用せず健康診査を受診した者に係る助成)

- 第14条 市が交付する受診券を使用できなかったことにより、健康診査を自らの費用負担で受診した者は、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付要綱に基づき当該健康診査の受診に要した費用の助成を受けることができる。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

別表 1

受診券番号	公費負担上限額
1	5,000円
2	5,000円

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から実施する。